

平成25年度新潟市財産経営推進支援業務委託 業者選定（公募型プロポーザル）募集要項

1 趣旨

この要項は、新潟市が実施する平成25年度新潟市財産経営推進支援業務の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 平成25年度新潟市財産経営推進支援業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 平成25年度新潟市財産経営推進支援業務委託仕様書のとおり |
| (3) 履 行 期 限 | 契約締結日から平成26年3月25日まで |
| (4) 業務費上限額 | 15,000千円（消費税および地方消費税を含む） |

3 選定方式

選定方式は、本募集要項に記載する提案書を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な業者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）で選定する。

4 提案者に求められる資格要件

提案者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 提案者は、単独または共同企業体、コンソーシアムで参加するものとし、単独の場合は協力会社との参加を認めます。

※構成員及び協力会社は(2)から(4)の全ての要件を満たすほか、平成 25・26 年度新潟市競争入札参加資格者名簿に登録していない場合は、「暴力団等の排除に関する誓約書（別記様式 4）」を提出すること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(3) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの間、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
(4) 次の法律の規定による申し立てがなされていない者であること。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て

- (5) 参加表明書提出時に平成 25・26 年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）「調査・研究・統計・分析」に登録していること。または参加表明書提出時に平成 25・26 年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）「調査・研究・統計・分析」に登録されていない者は、参加表明書提出時に「暴力団等の排除に関する誓約書（別記様式 4）」を提出し、かつ、平成 25 年 6 月に平成 25・26 年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）「調査・研究・統計・

分析」に登録を行うこと。

- (6) 参加表明書提出時に平成 25・26 年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）「電算システム企画・設計・開発」に登録していること。または参加表明書提出時に平成 25・26 年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）「電算システム企画・設計・開発」に登録されていない者は、参加表明書提出時に「暴力団等の排除に関する誓約書（別記様式 4）」を提出し、かつ、平成 25 年 6 月に平成 25・26 年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）「電算システム企画・設計・開発」に登録を行うこと。

※なお、(6)については提案者の代わりに構成員または協力会社の登録も認めます。

- (7) 過去 5 年間に公共施設に関する「施設カルテ及び施設白書または財産白書等を作成するためのシステム開発または納入」、「施設カルテ及び施設白書または財産白書等の作成に関する業務支援（コンサルティング）」、「公共施設マネジメント計画・方針等に関する業務支援（コンサルティング）」の全ての実績を有すること。

※提案者はいずれかの実績を必ず有するものとし、有しない実績が有るものは構成員または協力会社が実績を有するものとする。

5 プロポーザル実施スケジュール

募 集 開 始	平成 25 年 4 月 16 日（火）
参加表明書提出期間	平成 25 年 4 月 16 日（火）～ 平成 25 年 4 月 23 日（火）
参加資格結果通知日	平成 25 年 4 月 26 日（金）
質 問 書 提 出 期 間	平成 25 年 4 月 26 日（金）～ 平成 25 年 5 月 7 日（火）
質 問 回 答 日	平成 25 年 5 月 10 日（金）
提 案 書 提 出 期 間	平成 25 年 5 月 10 日（金）～ 平成 25 年 5 月 17 日（金）
事務局ヒアリング	平成 25 年 5 月 21 日（火）～ 平成 25 年 5 月 22 日（水）
1 次 審 査	平成 25 年 5 月 27 日（月）
1 次 審 査 結 果 通 知 日	平成 25 年 5 月 29 日（水）
辞 退 届 提 出 期 限	平成 25 年 5 月 30 日（木）
2 次 審 査（提案説明）	平成 25 年 5 月 31 日（金）

6 業務の実施体制

統括責任者を配置すること。

詳細については「平成25年度新潟市財産経営推進支援業務委託業者選定審査要領」による。

7 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

なお、(2)に記載する提出期間内に参加表明書等を提出しない者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(1) 提出書類

- ・「参加表明書（別記様式 1）」 1 部
- ・「参加資格確認書（別記様式 2）」前記 4 (7)を確認できるもの 1 部
- ・「暴力団等の排除に関する誓約書（別記様式 4）」前記 4 (1)・(5)及び(6)の未登録業者に限る 1 部

(2) 提出期間

平成 25 年 4 月 16 日（火）から 4 月 23 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出場所

〒951-8131

新潟市中央区白山浦 1 丁目 613 番地 69 新潟市開発公社会館 2 階

新潟市財務部財産管理運用課財産経営推進室

電話：025-226-2387 担当 長谷川・野口

電子メールアドレス zaisan@city.niigata.lg.jp

(4) 提出部数 各 1 部

(5) 提出方法 持参，郵送または電子メールとする。

- ・持参の場合は，市の閉庁日を除く各日午前 9 時から午後 5 時までに持参すること。
- ・郵送の場合は簡易書留郵便（宅配便可）で提出期限必着のこと。
- ・電子メールの場合は，原本を PDF データ化し上記電子メールアドレス宛てに送付すること。
なお，送付後に財産管理運用課に電話で到着を確認し，原本は後日持参または郵送すること。

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後，平成 25 年 4 月 26 日（金）までに参加表明書記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

8 提案書の提出

提案書は，次により提出すること。

(1) 提出書類

「平成 25 年度新潟市財産経営推進支援業務委託提案書作成要領」に規定する書類

(2) 提出期間

平成 25 年 5 月 10 日（金）から 5 月 17 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出場所

〒951-8131

新潟市中央区白山浦 1 丁目 613 番地 69 新潟市開発公社会館 2 階

新潟市財務部財産管理運用課財産経営推進室

(4) 提出部数

- ・提案書 8 部
- ・提案書の電子データ（CD-R） 1 部

(5) 提出方法

提出する提案は1案とし、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留郵便（宅配便可）とする。

9 提案書作成に関する質問及び回答

提案書作成に関する質問ができる者は、前記7(6)「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加が認められた者のみとし、次の方法で提出すること。

(1) 質問書の提出方法

質問は「質問書（別記様式5）」により、質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

他の方法による質問書は一切受け付けない。

(2) 提出期間

平成25年4月26日（金）から5月7日（火）午後5時まで

(3) 電子メールアドレス

zaisan@city.niigata.lg.jp

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成25年5月10日（金）を目処に参加資格要件を満たす者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに回答する。

なお、前記(2)の提出期限以降の質問には、一切回答しない。

10 事務局ヒアリング

1次審査の前に、提案内容を確認するため事務局ヒアリングを行うことがある。

ヒアリングは平成25年5月21日（火）・22日（水）のいずれかで行う予定です。

なお、詳細（日時・場所）は、決定し次第、速やかに電子メールにより通知する。

11 最優秀提案の選定

(1) 選定

最優秀者等の選定は、「新潟市財産経営推進支援業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、下記(2)評価基準に基づき評価し選定する。

(2) 評価基準

別添「平成25年度新潟市財産経営推進支援業務委託業者選定審査要領」による。

12 提案の審査・選定

(1) 1次審査

提案書を前記(2)評価基準で定める「選定評価項目及び評価基準表」により書類評価を実施し、1次審査合格者として上位5者程度を選定する。

(2) 1次審査結果の通知

1次審査の結果については、提案者全員に5月29日（水）を目処に速やかに電子メールで通知する。

選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して閉庁日を除く4日以内に書面を電子メールで提出するものとする。

(3) 2次審査（提案説明会）

1次審査で選定された者を対象に、ヒアリングを実施し、再評価を行った上で、順位を決定する。上位から最優秀提案者1者、優秀提案者1者を選定する。

(4) 2次審査結果の通知

2次審査の結果については、2次審査参加者全員に速やかに電子メールで通知する。

選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して閉庁日を除く4日以内に書面を電子メールで提出するものとする。

(5) 選定されなかった理由の説明

1次審査及び2次審査において選定されなかった理由について説明を求められた場合は、選定されなかった理由について書面にて通知する。

13 提案説明会

提案説明会は、提案内容の確認や不明点を把握するため次のとおり開催する。

(1) 提案説明会の日時、場所

平成25年5月31日（金）本市が指定する時間、場所

なお、時間、場所については、決定し次第、速やかに電子メールにより通知する。

(2) 参加人数

3人以内

(3) 説明時間

説明20分、質疑応答10分の計30分以内を目処とする。

なお、機器の設置は説明時間に含む。

(4) その他

次の事項に留意すること。

ア 必要な機器類は全て提案者が用意すること。

なお、プロジェクター（EPSONEMP-835）及びスクリーン（W2000×H1500程度）は事務局で用意するが、機材の不具合・故障等によるヒアリング時間の延長及び説明のやり直しは認めない。

イ 提案書作成要領に従ったプレゼンテーション資料を作成して使用してよい。

14 無効提案及びプロポーザルの辞退

(1) 無効提案

次に該当する提案は無効とする。

ア 前記4の資格要件を満たさない者が行った提案

イ 参加表明書を提出した日から選定委員会において選考が終了するまでの間に本市に対し不正な接触を行った者が行った提案

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者、または提案書作成要領に違反する表現をした者が行った提案

(2) プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、前記13の提案説明会前日までに「辞退届（別記様式3）」を提出するものとする。

なお、提案書の提出期限に遅れた者については本プロポーザルを辞退したものとみなす。

15 契約に関する基本的事項

(1) 契約方法

ア 選定委員会で選定された最も優れた提案の提出者（最優秀提案者）に対し、新潟市財産経営推進支援業務委託に係る委託契約（随意契約）の第1位交渉権が与えられる。

イ 業務委託契約の締結は、第1位交渉権を与えられた者と交渉を行う。

ウ 第1位交渉権を与えられた者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者（優秀提案者）と交渉する。

エ 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

オ 契約締結後において受託者が本提案における失格事項、または不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除する。

(2) 契約内容

契約内容は、委託仕様書、質問回答書及び提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

別紙1 契約書（案）による。

(4) 特約事項

ア 提案内容の実現に係る費用は、全て受託者の負担で行うこと。

イ 提案書作成要領の様式第8号に記載された必要経費は、受託者の都合により増額することを認めない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の一部、または全部を第三者に再委託することができない。

ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(6) 契約保証金

新潟市契約規則による。

ただし、新潟市契約規則第34条に該当する場合は契約保証金は免除することができる。

(7) 損害賠償

市は、受託者の本委託業務の結果に関し、受託者の責に帰すべき事由により被った損害について、受託者に損害賠償請求をすることができる。

16 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。なお、提案書は、契約に至った場合に使用する他は業者選定以外には使用しないものとし、本市の文書規程等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- (4) 提案書は、新潟市情報公開条例に基づき公開することがあるため、企業秘密等により非公開を希望する部分については、提案書を提出するときに予めマスキング処理したものまたは概要版を作成し提出すること。

17 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (2) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

附 則

この要項は、平成25年4月16日から施行し、業者選定後、委託契約を締結した日の翌日をもってその効力を失う。

問い合わせ先等

〒951-8131

新潟市中央区白山浦1丁目613番地69

新潟市開発公社会館2階

新潟市財務部財産管理運用課財産経営推進室

担当 長谷川・野口

電話：025-226-2387 FAX：025-230-5151

e-mail：zaisan@city.niigata.lg.jp

参加表明書

(業務名) 平成25年度新潟市財産経営推進支援業務

標記委託業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、参加表明書を提出します。

(単独, 共同企業体, コンソーシアム)

該当するものに○をつけてください。

平成 年 月 日

(宛先)

新潟市長

(代表者) 所在地

会社名

代表者

印

電話番号

電子メール

協力会社・構成員については、下記に記入してください。(複数ある場合は別紙で提出してください)

(協力会社, 構成員) 所在地

会社名

代表者

印

参加資格確認書

(業務名) 平成25年度新潟市財産経営推進支援業務

過去の業務実績

提案者（または代表者）

業務名	自治体名	業務内容	受託額 (千円)	業務完了 年月

平成25・26年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）登録状況

登録業種	有無	登録業種	有無
「調査・研究・統計・分析」		「電算システム企画・設計・開発」	

協力会社または構成員

(複数ある場合は別紙で提出してください)

業務名	自治体名	業務内容	受託額 (千円)	業務完了 年月

平成25・26年度新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）登録状況

登録業種	有無	登録業種	有無
「調査・研究・統計・分析」		「電算システム企画・設計・開発」	

注1. 主として行った業務のうち、平成20年4月以降に終了、または終了予定の公共施設に関する「施設カルテ及び施設白書または財産白書等を作成するためのシステム開発または納入」、「施設カルテ及び施設白書または財産白書等の作成に関する業務支援（コンサルティング）」、「公共施設マネジメント計画・方針等に関する業務支援（コンサルティング）」の実績を記入してください。

注2. 実績として記入した業務の契約書の写し及び業務内容の詳細がわかる資料を添付してください。

辞 退 届

(業務名) 平成 25 年度新潟市財産経営推進支援業務

標記委託業務に係る公募型プロポーザルに参加表明していましたが辞退します。

平成 年 月 日

(宛先)
新潟市長

(代表者) 所在地

会社名

代表者

印

電話番号

暴力団等の排除に関する誓約書

私(当法人)は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 私(当法人)は次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるもの
 - (3) 暴力団員と認められるもの
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるもの
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの
 - (6) 法人であって、その役員(その支店または営業所の代表者含む。次号において同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるもの
 - (7) 法人にあつては、その役員のうちに(3)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは虚偽であった場合、貴市に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。
- 3 貴市が必要と認めた場合には、私(当法人)が1の誓約事項に該当するか否かの確認のため、新潟県警察本部へ照会が行われることに同意し、当該照会に必要な役員等の名簿(役職名、氏名、住所、生年月日の一覧表)の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出します。

平成 年 月 日

新潟市長

[法人、団体にあつては所在地]
住 所

[法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名]

(ふりがな)
氏 名

Ⓜ

※実印を押印願います。

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

* 日付は書類提出日(代表者の変更時は登記上の変更日)を記入してください。

(業務名) 平成25年度新潟市財産経営推進支援業務

質 問 書

(代表者) 所在地
会社名
代表者
電話番号

標記委託業務の業者選定に関し、次のとおり質問いたします。

質 問 事 項		
募集要項 ・ 委託仕様書 ・ 提案書作成要領 ・ 業者選定審査要領 ・ その他 (該当項目に○を付けてください。)		
ページ	項 目	質 問 内 容

平成 25 年度新潟市財産経営推進支援業務委託契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、新潟市が実施する財産経営推進事業の支援業務について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し乙はこれを受託する。

- (1) 業務名称 平成 25 年度新潟市財産経営推進支援業務
- (2) 業務内容 別紙「平成 25 年新潟市財産経営推進支援業務委託仕様書」のとおり

（委託期間）

第 2 条 業務の委託期間は、平成 25 年 6 月〇〇日から平成 26 年 3 月 25 日までとする。

（委託料）

第 3 条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金〇〇円を甲に納付する。

- 2 前項の契約保証金には利息は付さない。
 - 3 契約保証金の納付があったときは、甲は乙に保管証書を交付する。
 - 4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは契約保証金を乙に還付する。
 - 5 乙は、契約保証金の還付を受けたときは保管証書を甲に返還する。
 - 6 乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。
 - 7 新潟市契約規則第 34 条に該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- 注 1；契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。（新潟市契約規則第 33 条）

（権利義務の譲渡の禁止）

第 5 条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第 6 条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

（立入調査等）

第 7 条 甲は、必要と認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めまたは必要な指示をすることができる。

（一般的損害）

第 8 条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

- 第 9 条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の場合、その他の業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第 10 条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第 11 条 甲は、履行届を受領したときは、その日から 10 日以内に業務の成果について、乙の立会いを求めて、検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、乙の立会いを得ずにこれを行うことができる。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。

3 第 1 項（前項後段において準用する場合を含む）の検査及び前項の補正に要する費用はすべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第 12 条 乙は、検査に合格したときは委託料の支払請求書を甲に提出する。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第 13 条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する日までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前 2 項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 14 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。

3 第 1 項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、または契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約の変更)

第 15 条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、または契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 契約の締結または履行について、不正があった場合

(2) 履行期限までに契約を履行しない場合または履行の見込みがないと認められる場合

(3) 正当な事由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しない場合

(4) 契約の相手方またはその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督または検査に際してその職務の執行または指示を拒み、妨げ、または忌避した場合

- (5) 一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
 - (6) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えた場合
 - (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員またはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
 - (8) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用したと認められる場合
 - (10) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる場合
 - (11) 乙がこの契約に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
 - (12) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (13) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
 - 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（談合その他不正行為による解除）

- 第17条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令または独占禁止法第66条第4項の審決をした場合（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起された場合を除く。）
 - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却または却下の判決が確定した場合
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員または使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または同法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（解除に伴う措置）

- 第18条 甲が第16条第1項及び第17条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。なお、この委託業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）

- 第19条 乙は、この契約に関して第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この委託業務が完了した後も同様とする。

(1) 第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる場合において、刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前 2 項の額を甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第 20 条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部または一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(乙の解除権)

第 21 条 乙は、甲の責めに帰すべき事由または災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除または当該契約の履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、または契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第 22 条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第 23 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

(情報セキュリティポリシーの内容の遵守)

第 24 条 乙は、この契約の業務を遂行するにあたり、新潟市情報セキュリティポリシーの内容を遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第 25 条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び新潟市個人情報保護条例（平成 13 年新潟市条例第 4 号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第 26 条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第 27 条 この契約の履行に関して、甲乙は、新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するものとする。なお、乙は、関係監督機関から処分または指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第 28 条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団または暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）または不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当または違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第 29 条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 30 条 この契約について疑義が生じたときまたはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市

代表者 新潟市長 篠田 昭

乙 住 所

会 社 名

代表者名

印

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 本要求事項は、新潟市の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、委託業者等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 この要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラムまたはデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等上の重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供等してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等することのないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破碎、裁断、溶解等によって、情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った社員を明確にしなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要なとなるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込んだ場合には、コンピュータ等に管理番号シール等を貼り付ける等して所掌を明らかにしなければならない

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の情報ネットワーク管理者（IT推進課長）より許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合には、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルス感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行うものとする。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発またはテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発またはテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障または災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用し業務を遂行する場合、情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合には、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第 21 条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第 22 条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合には、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合には、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第 23 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第 24 条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第 25 条 甲は、乙がこの情報セキュリティに関する要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第 26 条 本要求事項について疑義が生じたときまたは本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。